登録海技免許講習の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の五の規定に基づき、次のとおり登録海技免許講習に係る登録事項の変更の届出があったので、同法第十七条の十五第二号の規定により、公示する。

平成二十一年十二月二日

国土交通大臣　前原　誠司

財団法人日本船舶職員養成協会

代表者の氏名

（変更前）

坪井　宏

（変更後）

山本　芳治

登録船舶職員養成施設の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の十九において準用する第十七条の五の規定に基づき、次のとおり登録船舶職員養成施設に係る登録事項の変更の届出があったので、同法第十七条の十九において準用する第十七条の十五第二号の規定により、公示する。

平成二十一年十二月二日

国土交通大臣　前原　誠司

財団法人日本船舶職員養成協会

代表者の氏名

（変更前）

坪井　宏

（変更後）

山本　芳治

登録海技免状更新講習の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の十七において準用する第十七条の五の規定に基づき、次のとおり登録海技免状更新講習実施機関に係る登録事項の変更の届出があったので、同法第十七条の十七において準用する第十七条の十五第二号の規定により、公示する。

平成二十一年十二月二日

国土交通大臣　前原　誠司

財団法人日本船舶職員養成協会

代表者の氏名

（変更前）

坪井　宏

（変更後）

山本　芳治

登録海技免状失効再交付講習の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第九条の七の七の規定に基づき、次のとおり登録海技免状失効再交付講習実施機関に係る登録事項の変更の届出があったので、同規則第九条の七の十九第二号の規定により、公示する。

平成二十一年十二月二日

国土交通大臣　前原　誠司

財団法人日本船舶職員養成協会

代表者の氏名

（変更前）

坪井　宏

（変更後）

山本　芳治

登録操縦免許証更新講習の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十三条の三十において準用する同法第十七条の五の規定に基づき、次のとおり登録操縦免許証更新講習実施機関に係る登録事項の変更の届出があったので、同法第二十三条の三十において準用する第十七条の十五第二号の規定により、公示する。

平成二十一年十二月二日

国土交通大臣　前原　誠司

財団法人日本船舶職員養成協会

代表者の氏名

（変更前）

坪井　宏

（変更後）

山本　芳治

登録操縦免許証失効再交付講習の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第八十四条の四において準用する第九条の七の七の規定に基づき、次のとおり登録操縦免許証失効再交付講習実施機関に係る登録事項の変更の届出があったので、同規則第八十四条の四において準用する第九条の七の十九第二号の規定により、公示する。

平成二十一年十二月二日

国土交通大臣　前原　誠司

財団法人日本船舶職員養成協会

代表者の氏名

（変更前）

坪井　宏

（変更後）

山本　芳治

登録小型船舶教習所の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十三条の二十八において準用する同法第十七条の五の規定に基づき、次のとおり登録小型船舶教習所に係る登録事項の変更の届出があったので、同法第二十三条の二十八において準用する第十七条の十五第二号の規定により、公示する。

平成二十一年十二月二日

九州運輸局長　福本　啓二

一　株式会社　ボート免許センター

(一)　登録小型船舶教習実施機関の住所

（変更前）

福岡県福岡市早良区百道浜二丁目９０２番の１地先西棟

（変更後）

福岡県福岡市早良区百道浜二丁目９０２番の１地先西棟

(二)　登録小型船舶教習事務を行う事務所の所在地

（変更前）

福岡県福岡市早良区百道浜二丁目９０２番の１地先西棟

（変更後）

福岡県福岡市早良区百道浜二丁目９０２番地の１地先西棟

労　働

最低賃金の改正決定に関する公示

島根労働局最低賃金公示第７号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、島根県百貨店，総合スーパー最低賃金（平成20年島根労働局最低賃金公示第７号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成21年12月２日

島根労働局長　伊藤　敏明

第４号中「１時間700円」を「１時間701円」に改める。

香川労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年香川労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成21年12月２日

香川労働局長　濱田　幸夫

第４号中「１時間743円」を「１時間746円」に改める。

国家試験

平成22年度春期情報処理技術者試験

情報処理技術者試験規則（昭和45年通商産業省令第59号）第４条の規定に基づき、平成22年度春期情報処理技術者試験を実施する期日、場所その他試験の実施に関し必要な事項を次のように定めたので、公示する。

平成21年12月２日

経済産業大臣臨時代理

国務大臣　藤井　裕久

１　試験を実施する期日　平成22年４月18日(日)

２　試験地

(1)　「３　試験の区分」に掲げられている試験全てを実施する試験地　札幌、帯広、旭川、函館、青森、盛岡、仙台、秋田、山形、郡山、水戸、土浦、宇都宮、前橋、新潟、長岡、埼玉、千葉、柏、東京、長野、甲府、静岡、浜松、豊橋、名古屋、岐阜、四日市、富山、金沢、福井、京都、大阪、奈良、神戸、姫路、和歌山、鳥取、松江、岡山、福山、広島、山口、徳島、高松、松山、新居浜、高知、北九州、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、那覇

(2)　情報セキュリティスペシャリスト試験、応用情報技術者試験、基本情報技術者試験及びＩＴパスポート試験を実施する試験地　八王子、横浜・川崎、藤沢

(3)　応用情報技術者試験、基本情報技術者試験及びＩＴパスポート試験を実施する試験地　厚木

(4)　基本情報技術者試験及びＩＴパスポート試験を実施する試験地　滋賀